

六 組合等登記令の一部改正関係

農業共済組合及び農業共済組合連合会に必要なとされる登記事項として、「区域」及び「公告の方法」を定めることとした。(別表関係)

七 特別会計に関する法律施行令の一部改正関係
概算払をすることのできる経費について、食料安定供給特別会計の農業再保険勘定における農業再保険事業等の再保険等を定めることとした。(第一六条第一項等関係)

八 職員の退職管理に関する政令の一部改正関係
退職手当通算法人として、全国連合会を定めることとした。(第二条関係)

九 施行期日
この政令は、一部を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日

海上交通安全法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第四二号)の施行期日は、平成三〇年一月三十一日とする。こととした。

◇海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

一 海上交通安全法施行令の一部改正関係
指定海域を東京湾に所在する法適用海域とすることとした。(第一条関係)

二 港則法施行令の一部改正関係
指定港を館山港、木更津港、千葉港、京浜港及び横須賀港とすることとした。(第二条関係)

三 関係政令の一部改正関係
地方道路公社法施行令、広域臨海環境整備センター法施行令及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令について所要の改正を行うこととした。(第三条及び第四条関係)

四 施行期日
この政令は、平成三〇年一月三十一日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

一 公益通報者保護法(平成一六年法律第一二二号)別表第八号の政令で定める法律として、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二八年法律第八九号)等を追加することとした。(本則関係)

二 この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日

土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二九年法律第三三三号)の一部の施行期日は、平成三〇年四月一日とする。こととした。

◇土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令

一 土壤汚染対策法(平成一四年法律第五三三号)第二条第三項第二号ホ及びヘに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、本店若しくは支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所若しくは従たる事務所)又は継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壌の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者であるものとする。こととした。(第六条関係)

二 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二九年法律第三三三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三〇年四月一日)から施行することとした。(附則第一項関係)

政 令

平成二八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二九年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十九号

平成二八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二八年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二九年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 世耕 弘成

平成二九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二九年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十号

平成二九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。